

大分市上下水道局建設工事等競争入札参加資格審査要綱

〔平成 18 年 5 月 1 日
大分市水道事業告示第 20 号〕

- 改正 平成 18 年 7 月 3 日大分市水道事業告示第 25 号
改正 平成 19 年 7 月 10 日大分市水道事業告示第 23 号
改正 平成 21 年 12 月 8 日大分市水道事業告示第 75 号
改正 平成 25 年 1 月 1 日大分市水道事業告示第 102 号
改正 平成 28 年 1 月 14 日大分市水道事業告示第 54 号
改正 令和元年 12 月 25 日大分市上下水道事業告示第 146 号
改正 令和 2 年 12 月 23 日大分市上下水道事業告示第 180 号
改正 令和 5 年 4 月 4 日大分市上下水道事業告示第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大分市水道事業（以下「水道事業」という。）における工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）、資格審査及び格付の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第 2 条 この要綱は、水道事業における工事のうち配水管布設工事（配水管（導水管及び送水管を含む。）の布設、布設替、移設工事等をいう。以下同じ。）に適用し、土木、建築、電気その他の工事及び製造の請負、物件の買入れ等については、大分市に準ずるものとする。

(資格要件)

第 3 条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 水道施設工事業及び管工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 水道施設工事業について、法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- (3) 大分市水道事業給水条例（平成 9 年大分市条例第 40 号）第 6 条第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者であること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定

する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

(6) 次に掲げる届出をすべて行っている者（当該届出の義務が有る者に限る。）であること。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（審査の申請）

第4条 上下水道局の発注する配水管布設工事に係る入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して平成26年を初年とする隔年の2月1日から3月10日までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し
 - (2) 経営事項審査の結果の通知書の写し
 - (3) 工事経歴書
 - (4) 大分市上下水道局指定給水装置工事事業者証の写し
 - (5) 市税完納証明書
 - (6) 技術職員名簿
 - (7) その他管理者が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する申請書を提出し、第6条の規定による資格の認定を受けた者であって、第7条の規定により格付された等級の変更を希望するものは、当該申請書を提出した翌年の2月1日から同月末日までに、前項各号に掲げる書類を添付して再度申請書を提出することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第6条の規定による資格の認定を受けていない者は、平成25年を初年とする隔年の2月1日から同月末日までに、第1項各号に掲げる書類を添付して申請書を提出することができる。

（申請期間経過後の申請の取扱い）

第5条 前条に規定する期間経過後に提出された申請書は、受理しないものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（資格審査）

第6条 資格審査は、第4条の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）について、次に掲げる審査項目により行い、資格の有無を認定する。

- (1) 経営事項審査の項目及びこれらについての結果
- (2) 工事経歴
- (3) 工事成績
- (4) 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当す

る職員の数

(5) 信用度

(6) その他管理者が必要と認める事項

2 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができる。

(1) 申請者若しくは必要書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。

(2) 審査を行うための実態調査に応じないとき。

(3) 暴力団関係者である等入札参加資格を与える者として適当でないと判断したとき。

(有資格者の等級の格付)

第7条 管理者は、前条の資格審査の結果に基づき資格を有すると認定した者（以下「有資格者」という。）を、A、B、Cの3等級に格付するものとする。

(審査結果の通知及び有資格者名簿への登録)

第8条 管理者は、第6条第1項の規定による資格の認定及び前条の規定による等級の格付を行ったときは、その結果を入札参加資格決定通知書（様式第1号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 管理者は、第6条第2項の規定により資格の認定を行わないときは、その結果を入札参加者として認定しない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定による通知を受けた申請者は、資格の認定又は等級の格付について異議があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に管理者に対し、資格の認定又は等級の格付の再審査を請求することができる。

(資格審査の結果等の公表)

第8条の2 管理者は、前条第1項の決定通知書に記載した事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、名簿を閲覧に供する方法により行うものとし、当該閲覧に供する場所は、上下水道局総務課とする。

3 前項の閲覧は、原則として名簿作成の翌日から開始し、第9条第1項及び第2項の有効期間の期限をもって終了とする。

(資格及び等級の有効期間)

第9条 資格及び等級の有効期間は、名簿作成日の翌日から当該名簿作成日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る名簿に登録した日の前日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項及び第3項の規定による申請をした者であつて、資格の認定を受けたものに係る当該資格及び等級の有効期間は、名簿作成日の翌日から当該名簿作成日の属する年の翌年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る名簿に登録した日の前日までとする。

(審査項目及び基準)

第10条 第7条に規定する格付は、客観的数値と主観的数値とを合計した数値（以下「総合点」という。）により、次の表の区分に従って行う。

等級	総合点
A	<u>1370点以上</u>
B	<u>1250点以上</u> <u>1370点未満</u>
C	<u>1250点未満</u>

- 2 客観的数値は、水道施設工事に係る経営事項審査の総合評定値とする。
- 3 主観的数値は、次に掲げる数値の合計値とする。
- (1) 資格を有すると認定した日（以下「審査基準日」という。）の属する年度の前年度における有資格者に係る大分市上下水道局工事成績評定要綱（平成14年7月14日施行）に基づき評定した配水管布設工事に係る工事成績評定表の点数（以下「評点」という。）を合計し、当該有資格者の同一年度における配水管布設工事の件数で除して得た数値（以下「前年度平均評点」という。）に5を乗じて得た数値（その数値に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた数値）
 - (2) 審査基準日の属する年度の前々年度における有資格者に係る評点を合計し、当該有資格者の同一年度における配水管布設工事の件数で除して得た数値（以下「前々年度平均評点」という。）に5を乗じて得た数値（その数値に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた数値）
 - (3) 別に定める災害・緊急工事等協力評価点の数値、水道技術者職員数評価点の数値及び大分市上下水道局優良建設工事表彰評価点の数値の合計値
- 4 審査基準日の前年度又は前々年度からの有資格者であつて、前年度又は前々年度の配水管布設工事の実績のないものについては、前年度平均評点又は前々年度平均評点は60として前項の主観的数値の算定を行うものとする。
- 5 水道技術者職員数評価点及び災害・緊急工事等協力事業者評価点の数値はそれぞれ50点の範囲内とする。
- 6 大分市建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成8年3月4日施行）に基づき結成された配水管布設工事の共同体の評点は、その構成各員の評点とする。

(等級の変更及び資格の取消し)

第11条 管理者は、格付した等級を調整する必要があると認める場合は、これを変更することができる。

2 管理者は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 有資格者の認定又は等級の格付を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき。
- (3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等有資格者として適当でないことが判明したとき。

3 管理者は、前2項の規定により格付の変更又は資格の取消しを行った場合は、その旨を当該有資格者に通知するものとする。

(入札参加者の基準)

第12条 第7条の規定により格付された各等級に対する配水管布設工事の発注基準は、次の表のとおりとし、当該表の区分に従って入札参加者の選定を行うものとする。

等級	設計金額
A	1000万円以上
B	500万円以上1000万円未満
C	500万円未満

(入札参加者の選定の特例)

第13条 管理者は、入札において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位にある者を入札に参加させることができる。ただし、その数は、指名しようとする数の10分の4を超えることができないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する配水管布設工事については、当該等級の格付にかかわらず、その金額に対応する等級より上位の等級にある者を入札に参加させることができる。

- (1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある配水管布設工事
- (2) 特定の機械を必要とする配水管布設工事
- (3) 特別な技術を必要とする配水管布設工事
- (4) 事業計画により、当該年度以降に大規模工事を発注することが予想される配水管布設工事
- (5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事

3 管理者は、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る等級の格付又は資格の認定を受けない者であっても当該工事の入札に参加する資格を与えることができる。

(随意契約の方法による場合の規定の準用)

第14条 第12条及び前条の規定は、随意契約の方法による場合の請負者の選定について準用する。この場合において第12条中「入札参加者」とあるのは「請負者」と、前第1項及び第2項中「を入札に参加させる」とあるのは「と随意契約を締結する」と、同条第3項中「の入札に参加」とあるのは「を受注」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委員会の組織等)

第15条 第6条の資格審査に関し、必要な事項を審査するため、大分市上下水道局建設工事等競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長は上下水道部長、副委員長及び委員はその他の職員のうちから管理者が命ずる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委員会の会議)

第16条 委員会は、委員長がこれを招集し、毎年1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を開くことができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める

附 則 （平成18年大分市水道事業告示第20号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度から平成21年度までの間、資格要件に係る第3条第2号の規定の適用については、同号中「水道施設工事業」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度に応じて、当該右欄に掲げる語句に読み替えて、これを適用するものとする。

平成18年度	管工事業
平成19年度	水道施設工事業及び管工事業
平成20年度	水道施設工事業及び管工事業
平成21年度	水道施設工事業及び管工事業

3 平成18年度から平成21年度までの間、等級の格付けに係る第10条第2項の規定の適用については、同項中「水道施設工事に係る経営事項審査の総合評定値」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度に応じて、当該右欄の掲げる語句に読み替えて、これを適用するものとする。

平成18年度	管工事に係る経営事項審査の総合評定値
平成19年度	管工事に係る経営事項審査の総合評定値に100分の75を乗じて得た数値と水道施設工事に係る経営事項審査の総合評定値に100分の25を乗じて得た数値を合計した数値
平成20年度	管工事に係る経営事項審査の総合評定値に100分の50を乗じて得た数値と水道施設工事に係る経営事項審査の総合評定値に100分の50を乗じて得た数値を合計した数値
平成21年度	管工事に係る経営事項審査の総合評定値に100分の25を乗じて得た数値と水道施設工事に係る経営事項審査の総合評定値に100分の75を乗じて得た数値を合計した数値

- 4 平成18年度における主観的数値に係る第10条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項各号列記以外の部分中「次に掲げる数値の合計値」とあるのは「第1号に掲げる数値」とし、同条第4項中「前年度又は前々年度」とあるのは「前年度」と、「前年度平均評点又は前々年度平均評点」とあるのは「前年度平均評点」とする。
- 5 平成18年度から平成21年度の間に限り、第6条及び第7条の規定の適用により当該年度の等級が前年度における等級の2等級以上下位の等級に格付けされることとなる場合は、当該年度の等級は前年度における等級の1等級下位の等級とする。
- 6 平成17年度からの有資格者であって平成17年度の配水管布設工事の実績のないものについては、平成18年度に限り、第10条第4項の規定を適用しない。

附 則 (平成18年大分市水道事業告示第25号)

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則 (平成19年大分市水道事業告示第23号)

- 1 この要綱は、平成19年7月10日から施行する。
- 2 要綱第10条の3項の3号及び5項、6項の審査項目及び基準については、平成20年度以降の競争入札参加資格審査より適用する。

附 則 (平成21年大分市水道事業告示第75号)

この要綱は、平成21年12月8日から施行する。

附 則 (平成24年大分市水道事業告示第102号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日において、現に大分市上下水道局建設工事等競争入札参加資格要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に規定する名簿に登録されている者の当該登録されている資格及び等級の有効期間は、平成26年3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る名簿に登録した日の前日までとする。
- 3 この告示の施行の日の前日において、現に要綱第8条第1項に規定する名簿に登録されている者であって、要綱第7条の規定により格付された等級の変更を希望するものは、平成25年2月1日から同月末日までに要綱第4条第2項による申請をすることができる。
- 4 前項の場合において、当該申請に基づく資格の認定を受けた者に係る当該資格及び等級の有効期間は、名簿作成の日の翌日から平成26年3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る名簿に登録した日の前日までとする。

附則（平成27年大分市水道事業告示第54号）

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月14日から施行する

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日において、現に大分市上下水道局建設工事競争入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する有資格者名簿に登録されている者の入札参加資格は、当該入札参加資格に係る要綱第9条の規定による有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附則（令和元年大分市上下水道事業告示第146号）

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月25日から施行する

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日において、現に大分市上下水道局建設工事競争入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する有資格者名簿に登録されている者の入札参加資格は、当該入札参加資格に係る要綱第9条の規定による有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附則（令和2年大分市上下水道事業告示第180号）

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月23日から施行する

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日において、現に大分市上下水道局建設工事競争入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する有資格者名簿に登録されている者の入札参加資格は、当該入札参加資格に係る要綱第9条の規定による有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附則（令和5年大分市上下水道事業告示第62号）

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月4日から施行する